

論壇

# 国際税務のダイナミックな進化 —情報交換の進展と居住地国課税の徹底—



望月文夫 [神田]  
埼玉学園大学大学院教授

## 金融危機を契機とする透明性の強化

今から4年前の平成20年（2008年）9月、米国の大手投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破たんにより、欧米諸国を中心として「100年に1度」という経済危機に見舞われたことは記憶に新しい。その処理をめぐって平成20年11月にワシントン、平成21年4月にはロンドンでG20サミットが開催された。金融危機に端を発した景気の悪化は、ギリシャなど南欧諸国の財政破たん又は財政悪化をもたらし、現在も欧州危機が続く日本経済にも悪影響を及ぼしている。

国際税務の面では、平成21年4月のロンドン・サミットにおいて、金融危機の原因の一つがタックス・ヘイブンへの大量の資金流入があるとされたことで、租税情報に関して不透明な国（地域）を特定する作業が経済協力開発機構（OECD）において行われた。そして、不透明と評価されないためには、当時のOECD標準の情報交換規定を有する租税条約を12以上の国（地域）と締結することとされた。これにより、以前よりタックス・ヘイブンとして有名なケイマン諸島や

本との租税条約も改正され、平成23年12月30日以降日本でもスイスとの間で情報交換を行うこととなった。また、リーマン・ショックを契機として、OECDは平成21年に透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラムを組織し、現在までに110の国と地域が参加している。同フォーラムは、OECD標準モデルでの情報交換を推奨し、これらの国や地域の制度や執行に透明性が確保されているかの検討を行っている。

このほか、米国の富裕層がスイスの銀行に多くの預金を有し、それが脱税又は租税回避を行った結果の資金であることが判明するなど、米国のスイス両政府を巻き込んだ事件となった。これにより、スイスはそれまでの方針を大きく転換して、租税条約に基づく情報交換を行うこととなり、日

## 情報交換の意義と居住地国課税

情報交換とは、文字通り租税情報を税務当局間で交換することを意味するが、より具体的に言えば、ある国の納税者の海外における租税情報をその納税者の居住地国当局に提供することである。要するに、情報交換を行うことにより、ある納税者の居住地国当局にその納税者の海外における租税情報が蓄積されることになり、当局は適正な課税ができることになる。

例えば、日本の居住者甲が米国とケイマン諸島に口座を有し、一定の金融資産を有しているとする。甲への適正な課税を行うため

12万件超のことである。このような情報交換制度は、欧米を中心として従来から実施されてきたが、上述したように納税者の居住地に世界各国でその納税

## 税務行政執行共助条約と日本の署名

平成23年11月、フランスのカンヌで開催されたG20サミットにおいて、わが国を含むいくつかの国は、税務行政執行共助条約とその改正議定書に署名した。同条約は、現在までに37の国で署名がされている多国間条約である。わが国は国会で批准手続が済んだ後、この条約が発効し同様の手続が済んだ国々との間で、情報交換・徴収共助等を行うことができるようになる。この条約でいう情報交換には、自動的情報交換が含まれるなどOECD標準の情報交換規定よりも強い規定を持ち、より多くの租税情報との交換がなされるとされる。

者が獲得した所得に関する情報を集約することが主目的である。すなわち、情報交換を行うことで居住地国課税を徹底することができることになる。

平成23年11月、フランスのカンヌで開催されたG20サミットにおいて、わが国を含むいくつかの国は、税務行政執行共助条約とその改正議定書に署名した。同条約は、現在までに37の国で署名がされている多国間条約である。わが国は国会で批准手続が済んだ後、この条約が発効し同様の手続が済んだ国々との間で、情報交換・徴収共助等を行うことができるようになる。

## 日本における情報交換拡充についての措置

わが国は、平成21年以降、租税条約の新規締結・改正において、特に情報交換規定の整備を重点的に行ってきた。上述したスイス以外にも、シンガポール、ベルギー、マレーシア、ルクセンブルクなどの租税条約における情報交換規定をOECD標準の規定に改正した。また、香港、オマーン及びブルネイと新しい租税条約を締結した。これ

条約の署名を行った理由として、経済のグローバル化により日本の租税の滞納者が外国に移住するなどしていることから、外国税務当局の助けを借りて徴収共助を行うことにあると考えることもできるかもしれない。しかし、リーマン・ショック後の状況を考慮すれば、その主目的は多国間での情報交換にあると考えるべきであろう。居住地国課税の徹底を狙う欧米諸国の強い主張に、日本などが賛同したと考えるべきである。このように税務行政のグローバル化の進展は、想像以上に早いスピードで繰り広げられているが、そのためには情報交換が不可欠と考えられているのである。

## 居住地国課税と源泉課税との調整の必要性

わが国は、平成16年（2004年）に発効した改正日米租税条約を契機として、租税条約上いくつかの所得の源泉徴収税率の減免を行い、その後改正した日英、日仏、日豪、日印をはじめとする租税条約においても、改正前に比して源泉徴収税率を減免してきた。租税条約において源泉徴収税率を減免することは、源泉地国より居住地国での課税をより多く行うことを意味し、日本も欧米が重視する居住地国課税を行うこととなる。

さらに、情報交換を適切に実施するための国内法の規定を着実に整備してきた。

わが国は、平成16年（2004年）に発効した改正日米租税条約を契機として、租税条約上いくつかの所得の源泉徴収税率の減免を行い、その後改正した日英、日仏、日豪、日印をはじめとする租税条約においても、改正前に比して源泉徴収税率を減免してきた。租税条約において源泉徴収税率を減免することは、源泉地国より居住地国での課税をより多く行うことを意味し、日本も欧米が重視する居住地国課税を行うこととなる。

一方、わが国は独特の源泉徴収制度を保有している。給与所得における年末調整、報酬・料金等に対する源泉徴収など、諸外国に例のない制度を有している。このことは、非居住者・外国人課税についてもあてはまると言える。昭和37年に整備された現行制度において、わが国は源泉地国課税を一定程度確保する規定を有してきた。

このように、わが国は欧米諸国と歩調を合わせて、情報交換の円滑な実施に取り組んでいるといえる。

リーマン・ショック後の4年間、欧米諸国は、タックス・ヘイブンを含む各国に透明性を求め、情報交換をより多く行わせる施策を次々に実行してきた。そして、情報交換を進展させることは、居住地国課税の徹底を意味し、租税条約での源泉所得税の減免は源泉地国より居住地国で課税することを意味する。

わが国は、平成16年（2004年）に発効した改正日米租税条約を契機として、租税条約上いくつかの所得の源泉徴収税率の減免を行い、その後改正した日英、日仏、日豪、日印をはじめとする租税条約においても、改正前に比して源泉徴収税率を減免してきた。租税条約において源泉徴収税率を減免することは、源泉地国より居住地国での課税をより多く行うことを意味し、日本も欧米が重視する居住地国課税を行うこととなる。

この他、わが国は、米、英、仏、独、加、豪、中、韓との税務当局により設置された国際タックス・シェルター情報センター（JITSIC）に参加し、ロンドン及びワシントン両事務所職員を派遣することにより、これらの国々の税務当局職員との情報交換を行っている。